

大玉村法定外予防接種の公費助成についてのお知らせ

村では、村内に住所を有する方の感染症予防対策として、次のワクチンの接種を行政措置として行う法定外の予防接種と位置づけ、費用を助成いたします。

ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち主に粘膜に感染する種類は、性行為を介して生じる表皮の微少なキズから、生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、WHOは、15歳以上の男性のほぼ3人に1人が、少なくとも1種類のヒトパピローマウイルスに感染していると発表しています。粘膜に感染するヒトパピローマウイルスのうち少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型 HPV」と呼ばれています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

◎HPVワクチンについて

ワクチンの中には、いくつかの種類の人パピローマウイルスのウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができることで、ヒトパピローマウイルスにかかることを防ぎます。ただし、予防接種により、軽い副反応がみられることがあり、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。

◎助成するワクチンの種類

HPV9価ワクチン（任意接種）

※この予防接種は希望により行う任意の予防接種です。

◎対象者について

小学6年生から高校1年生相当年齢の男子

◎助成回数について

15歳に至るまでの間に1回目を接種する場合：2回

上記方法を取ることが出来ない場合：3回

（裏面あり）

申込み方法など

- ① 保健課保健係（保健センター内）へ申込み、予診票などの交付を受けてください。
受付時間 8：30～17：15（土日及び祝日を除く）
※母子健康手帳を持参してください
- ② 事前に医療機関に予約をしてお受けください。
- ③ 村が指定した医療機関については、別紙実施医療機関をご覧ください。

接種する時に持参するもの

- ①村から交付を受けた「予診票」
- ②母子健康手帳
- ③接種するお子さんの住所が確認できる書類（乳幼児医療受給者証（社会保険の場合）、マイナ保険証など）
※ただし、村が指定した医療機関以外で接種する場合は、申請時に依頼書の交付を受け、医療機関に持参してください。

予防接種費用について

- ① 安達管内で接種できる医療機関は別紙のとおりとなり、窓口負担はありません。
- ② 安達管外の医療機関（医療機関により料金が異なります。）がかかりつけ医等である場合は、接種費用の全額を医療機関窓口で支払い、後日、償還払いの請求手続きが必要となります。

【お問合せ先 保健課保健係（保健センター内） 電話 0243-24-8114】